

# 高松市立病院医療事故等公表基準

## 1 目的

市立病院は安全で安心な医療を提供し、市民から信頼される病院とならなければならない。市立病院で発生した医療事故の内容、原因、改善策等について自らこれを公表することは、病院運営と医療の透明性を高め、医療現場における安全管理に資するとともに、その後の事故防止を図ることとなる。

本基準は、医療事故等の公表に関し一定の基準を示すことにより、市民、患者の知る権利にこたえるなど、社会的責任を果たすことを目的として定めるものである。

## 2 用語の定義

### (1) アクシデント（医療事故）

医療に関わる場所で、医療の全過程において発生するすべての人身事故で、死亡、生命の危険、病状の悪化等の身体的被害および苦痛、不安等の精神的被害が生じた場合のものをいう。なお、医療従事者の過失の有無を問わない。

### (2) インシデント（ヒヤリ・ハット事例）

患者に被害を及ぼすことはなかったが、診療の現場で「ヒヤリ」としたり、「ハッ」とした経験を有する事例をいい、具体的には、ある医療行為が、患者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予測される場合、または患者には実施されたが、結果的に被害がなく、またその後の観察も不要であった場合等をさす。

### (3) 過失のある医療事故（医療過誤）

医療事故のうち、医療従事者・医療機関の過失により起きたものをいう。

### (4) 過失のない医療事故

医療事故のうち、医療従事者・医療機関に過失がないにもかかわらず起きたものをいう。合併症を含む。

## 3 医療事故等のレベル区分、公表基準および公表の判断

### (1) 医療事故等を次のとおり定める。

	区 分	内 容
インシデント	レベル0	患者には実施されなかったが、仮に実施されたとすれば、何らかの被害が予測される場合
	レベル1	患者には実施されたが、結果的には被害がなく、また、その後の観察も不要であった場合
アクシデント	レベル2 (軽度)	医療事故により患者への観察の必要が強化された場合
	レベル3 (中度)	医療事故により治療の必要が生じた場合 医療事故により軽・中度の後遺症が残る可能性が生じた場合
	レベル4 (高度)	医療事故により高度の後遺症が残る可能性が生じた場合
	レベル5 (死亡)	医療事故により死亡した場合

(2) 公表基準を次のとおり定める。

	区 分	過失のある医療事故 (医療過誤)	過失のない医療事故
インシデント	レベル0	公表しない	公表しない
	レベル1		
アクシデント	レベル2	包括的公表	
	レベル3		
	レベル4	個別公表	
	レベル5		

※なお、インシデント・アクシデントの件数の公表は別に行う。

#### 4 医療安全管理委員会

- (1) 医療安全管理委員会は、インシデント・アクシデントについての収集・分析・再発防止策等を決定する。
- (2) 院長または所長は、個別公表が必要なアクシデントについて、医療安全管理委員会の決定に基づき、公表する。

#### 5 公表の方法

##### (1) 包括的公表

###### ア 公表項目

アクシデント（レベル2～3）のうち医療過誤の件数，概要及び改善策

###### イ 公表時期

年1回とする。

###### ウ 公表の方法

病院局のホームページにて公表する。

##### (2) 個別公表

###### ア 公表項目

アクシデントのうち医療過誤（レベル 4～5）の概要

（アクシデント発生までの経過，発生時の状況及び発生後の対応等）

###### イ 公表時期

アクシデント発生後，速やかに行うこととする。

###### ウ 公表の方法

報道機関への資料提供によることとし，病院局のホームページにて公表する。

- (3) 上記(1)(2)にかかわらず，過失のない医療事故または医療行為以外の事故であっても，病院運営上又は社会的に重大な影響を与えられとされるものは，必要があればこれを公表する。

##### (4) 個人情報の保護

公表に当たっては，患者および医療従事者等，個人の情報に係るものを除くこととし，

個人情報の保護に最大限の配慮を払うものとする。

(5) 患者および家族への説明

公表に当たっては、事前に患者およびその家族に十分説明を行い、同意を得るものとし、同意が得られない場合は、原則として公表を差し控えるものとする。

6 その他

この基準に定めるもののほか、医療事故の公表に関し必要な事項は別途定める。

7 適用等

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。